

長良川河口堰検証第8回プロジェクトチーム会議

日時：平成23年12月27日 10時～12時7分

場所：三の丸庁舎8階 大会議室

(事務局)

それでは、定刻となりましたので、ただ今から第8回の長良川河口堰検証プロジェクトチーム会議を開催いたします。座長、よろしくお願いいたします。

(小島座長)

それでは第8回のプロジェクトチームを始めたいと思います。前回に引き続きプロジェクトチームの報告書についてということでありますけれども、前回以降、また蔵治先生に色々ご足労を願いまして、委員の方々から意見をいただいて、議論が出来るように文章化したものをお手元にお配りをしております。それに従いながら議論・審議を進めていきたいというふうに思います。

まず、経過を蔵治先生の方からお話しいただきたいと思います。

(蔵治委員)

はい、蔵治でございます。それでは前回のPTは12月15日だったと思いますけど、それ以降の経過についてご説明いたします。まず項目、報告書を1枚めくっていただいた目次の部分ですね、この目次の部分が項目ということですが、この項目について、前回のPTで示された案がございましたけれども、それに対してどのような変更をするべきかということについて、委員の先生方からご意見を集約いたしました。その時に集めた先生方からのご意見は形式もさることながら、内容についてもかなりバラバラな状態でした、それでその時点で全員が合意した項目案というのは必ずしも出来なかった訳ですが、それをとりあえず集約したものを作りまして、それを座長にお見せしましたところ、座長の方からそれを踏まえた上での項目の案と実際の文案というものを作っていただきました。その文案を速やかに全委員に回覧いたしましたして、その委員の皆さんから修正をしていただきたいと、あるいは全面的に変える場合は全面的にこう変えるという文章をいただきたいというお願いをいたしました。

そのお願いに対して、今日ご欠席の辻本委員のみから修正のご提案がありまして、その辻本委員の修正というのは、元々の文案に対して、ここを削除し、ここを挿入しというようなことが非常にきめ細かく書かれている、そういう修正案でございました。松尾委員に今伺いました限りでは、ちょっとメールを読むことが出来なかったということで、私のほうからの連絡が届かなかったということでしたけども、村上委員の方からは今日のPTの会議の場で議論しましょうということでした。それで辻本委員の修正箇所が記載された文案をもとに、もう一度小島座長の方にそれをお返しして、それを踏まえて更に修正をかけ

た案というのを作成させていただきました。それが本日お配りした案ということになっております。経緯については以上です。

(小島座長)

ありがとうございました。それでは報告書案について、どういうふうに作成をしたのか、この内容について簡単にご説明をさせていただきます。報告書案、めくっていただきまして2ページ目です。「はじめに」というところでございます。「はじめに」が、このPTが設置された経緯ということを簡単に書いております。前回お出ししたものとそんなに変わっておりませんが、修正をしている部分があります。「はじめに」のパラ(グラフ)の二つ目、「2001年2月6日に行われた」から始まる場所なんですけれども、2つ目のパラの5行目のPTのメンバーですけれども、「PTを設け、愛知県政策顧問1人、地元の大学関係者の中から」、その後ですが、「これまで国土交通省や水資源機構の長良川河口堰に関連した委員等を務めてこられてきた方2人」というふうに、きめ細かく修正をしております。それから、1枚めくっていただいて、3ページから4ページですけども、「公開ヒアリングの開催状況」というところで、意見を述べていただいた方々の肩書きを書いております。当時の肩書きであります。1点修正がありまして、4ページの上の宮本さんですけれども、「前国土交通省河川局防災課長」ですが、「前」ではなく「元」ですね。こういうところがまだ随分残っております。

5ページですけれども、目次のところでですね、この河口堰の検証委員会、何をするかというようなことをちゃんと書くべきというご意見があり、それを文章化すると、こういうものではないでしょうかということで、「1長良川河口堰の最適な運用と河口堰の検証」という項目を付け加えました。それで一体何が期待されていたのかということでございましたので、PTの開始にあたっての大村知事、河村市長のあいさつ、そこから該当部分を抜き出しております。

5ページの最後のパラですけれども、「これらの発言から、PTに望まれていることは、『長良川河口堰の役割及びより良い運用を目指していくこと』、その方法の一つとして、『一定の期間開門して調査を行うこと』、それから『開門した場合の不都合な点とそれの克服方法』の検討がPTに期待されていること」と、ちょっとこれ文章が重複しておりますので、「PTに望まれていることは、長良川河口堰の役割及びより良い運用を目指していくこと、その方法の一つとして、『一定の期間開門して調査を行うこと』及び『開門した場合の不都合な点とそれへの克服方法』の検討である」ということで、「がPTに期待されていること」を削除した方が良いと思いますね。これは前とダブっている。「さらに、愛知県も名古屋市が」と書いてある、「も」ですね。「もこのような検討を行うのは、長良川河口堰に対して多額の費用を支出しており、長良川河口堰運用に関する特別なステークホルダー(利害関係者)であることが理解できる」と。あいさつの中で、やはりお金を出しているということに両名とも触れられているということでもあります。

1 - 2 なのですが、この P T の役割をさらにということで 6 ページですが、「県民にとって最適な長良川河口堰の運用のあり方」ということを分解いたしまして、まず県民にとってということはどう理解するか、あるいは最適な運用のあり方ということはどう理解するかということを書こうということでございましたので、それを整理いたしました。

県民にとってということで、最初のことですけれども、知事が県民にとって、というふうにおっしゃられることは、その 1) のパラの 2 ですけれども、地方自治法上ですが、知事は県民に対して責任を負っているということなので、「したがって」ということで、「愛知県知事は愛知県民に対して責任を負っており、長良川河口堰の最適な運用を検討する際には、愛知県民にとって最適な運用を考えることが適当」と。

しかしながら、この P T でも随分議論がありました。2) ですけれども、「長良川河口堰流域、あるいは日本、世界というような視野の中で実現をされる愛知県民の利益」というものを考えて行くべきということで、愛知県民にとって最適な運用とは、「ところで」からのパラの 3 行目ですが、「愛知県民にとって最適な運用とは、愛知県民のみならず、岐阜県及び三重県の長良川流域の人々の利益を考慮し、その中での愛知県民の最適な運用ということを考えることになる」と、更に COP10 の開催地でもありますから、「更に広い見地から、愛知県にとっての最適な運用のあり方というものを考えることが適当」ということであります。

もう一つの要素であります「最適な運用のあり方と開門調査」ということですが、まず長良川河口堰検証の要素ということで、1) ですけれども、知事がマニフェストで長良川の開門調査ということをおっしゃった。そしてこの P T が設置されたというのは経緯的な事実でありますけれども、この P T の役割は長良川の開門調査を前提として検証することではなく、愛知県民にとっての長良川河口堰の最適な運用ということを示すことであります。その次のパラですけれども、その「長良川河口堰の機能」というものを建設運用の目的ということから考えますと、「浚渫による治水事業に伴う塩水遡上防止することによる塩害防止と、塩水と淡水を分離することによる利水」という二つであります。「治水機能とそれに伴う塩害防止の機能、それに利水の機能が適切に発揮していれば、愛知県 500 億円超、名古屋市 100 億円の費用負担による河口堰建設・運用は、それぞれの納税者や使用料の支払者に対して適切な事業であるということが説明ができる」ということになります。

7 ページに移りますが、それでは河口堰の建設運用によるマイナス面ではありますが、これによって「汽水域が喪失するなど河川の連続性の分断によって水辺環境の変化が生じています」と、こういう自然環境の認識というのは、「また」のパラの 4 行目ですが、「自然環境に対する世界の認識は、経済的価値のある動植物や貴重な動植物の保護と利用ということだけではなく、遺伝子レベルから生態系レベルまで広くその保全と利用が必要であるという認識に至っています」と。で「河口堰による環境の変化についても、河口堰が建設・運用された時点の環境認識ではなくて、日本・世界の中の愛知県民の利益ということを考えれば、2011 年時点において国際的に共有されている環境認識にたつて、長良川河口堰建

設・運用による環境影響が許容できるものであるかどうか、あるいは、改善することが適切であるかどうか、これらを検証することには大いに意義がある」ということで、世界中の愛知県ということの位置付けをしております。

それから、知事や市長がおっしゃっておられます費用負担でありますけれども、「したがって」の次のパラなんですけれども、この費用負担について、「したがって」のパラの4行目からですが、「一方」というところで、「広域の資源の利用については、その資源を高度に利用し、それにより高い生産や所得をあげている場合には、その地域が多くの負担をすることが適切であるという考え方もでき、誰がどれだけの費用負担をすることが衡平であるかについては、その受益の内容及び程度を実質的に考慮した広域での費用便益のバランスについても考えなければならない」。確かに愛知県、多くの負担をしておりますけれども、それが適切かどうかというのは流域全体で考えるという考え方もありますということです。

それで、最適な運用とは何か、2)でありますけれども、「長良川河口堰の運用については、すでにフラッシュ操作など弾力的な運用がなされております。」で、選挙後の3月15日ではありますが、「長良川河口堰の更なる弾力的運用に関するモニタリング部会が検討開始しております。」これはちょっと、予知環境という言葉が使われておまして、色々引いてみたんですが、もう少しわかりやすくないかということで、【】の中に入れてあります。そういう検討を開始しています。で、「地整が行おうとしている長良川河口堰の弾力的運用では、これまでの水質事故の例にもかんがみ、」という、これも【】に入れてありますが、具体的に述べた方がわかりやすいだろうということで【】に入れてあるだけであります。「河口堰上流に塩水を入れないことを前提とする運用であり、更なる弾力的運用部会もその前提での検討であります」。で、「PTでは」ということで、「愛知県民にとっての最適な河口堰の運用のあり方は何かということを検討するにあたっては、河口堰上流に塩水を入れないことを前提として検討することも、河口堰のゲートを開放することを前提として検討することでもなく、河口堰を常時閉める、から、河口堰を常時開けるまでの間に存在する運用の方法から最適な方法を見出そうと」、こういう議論に立っているということで、このPTの役割と、まあ今まで議論があったことですが、それをちゃんと整理をしよう。

で8ページなんですけれども、専門委員会の構成ということになります。公開ヒアリング、最後のパラなんですけれども、「公開ヒアリングはPTが主催し、専門委員会にはPTのうち3人が委員として加わり、2人はオブザーバーとして参加した。本来専門分野の洗い出しや専門委員選定については十分な時間をかけて議論すべきであるけれども、当初設定した時間的制約のために了解した制約事項であったことは留意すべきである」ということであります。

9ページに移りまして、公開ヒアリングですが、これは、前回お示したものと変わっておりません。ただ、順序を陳述した順序に入れ替えてあります。平野さんと宮本さんが逆転をしていたと思いますが、その順序を入れ替えてあるだけです。

12ページに移りまして、「2-2 公開ヒアリングで陳述された意見のPTにおける受け止め方」ということであります。これをいただいた目次に沿いながら文章化を試みたところでもあります。まず、「(1) 河口堰の建設運用までの経緯と河口堰の機能」というところでもあります。

再度、建設運用の目的というのは、「浚渫による治水事業に伴う塩水遡上を防止することによる塩害防止と、塩水と淡水を遮断分離することによる利水」ということであります。で、この河口堰の役割ということでもありますけれども、まあ、色んな言い方が出来る訳ではありますが、「しかしながら」というところの後ですが、「洪水の時にはゲートは全開されているように長良川河口堰そのものに治水機能は無く、長良川河口堰の機能は、治水機能を確保するための浚渫による塩水遡上を防止する塩害防止機能と、淡水創造による利水機能であるという言い方もあり得る」ということであります。

それでは、治水、1)でありますけれども、治水については、二つの見解が述べられています。「浚渫によって河積を拡大することによって対処することとし、これによって洪水時の水位低下が顕著で治水効果を挙げているとの見解が述べられている。これについては専門委員会で浚渫は不必要であったとの見解もあります」ということであります。

塩害防止も二つの意見が述べられて、二つ見解があるということで、「塩水遡上が実際にどこまで遡上するかについては、いずれも当時の国土交通省の担当者から、それぞれ30キロ付近まで遡上するとシミュレーション結果が述べられる一方で、このシミュレーションは実際の測定によっては検証されていない」という意見もありました。

それから利水であります。13ページなんですけれども、これも見解は二つあります。13ページの「しかしながら」というパラでありますけれども、「長良川河口堰が運用されるまでに、工業用水の需要は工業用水の再利用等が進んで頭打ちになり、また農地の縮小傾向によって農業用水の需要も減少するようになった。それでも運用開始の1995年までは、新規の工場が張り付く可能性とその期待があるとして県などの強い要望のもとに工業用水の需要計画が了解されていた」と。これも一方の見解がありまして、「ただし、平成6年、渇水時には河口堰からの供給が貢献するなど渇水リスクへの対応としての意義があるほか、農地減少が農業用水系への供給量の減少と直結していないという見解もある」ということで、二つの見解を記載しております。

それから「対立の経緯と賛成反対の議論」ということですが、漁業については赤須賀漁協の「歴史を乗り越え、先人の知恵を受け継いだ赤須賀の姿」という意見と、サツキマス漁師の方からの「おぜえ川になった」という意見を掲載をしています。また、16年、「また」のパラですけれども「16年経過した現在の検証では賛成反対の立場にこだわらない検証を望む」という意見もございました。

それから(2)ですが、「河口堰運用後の現在における課題認識」ということであります。

まず環境ですけれども「長良川河口堰が建設されて河川環境は大きく変化し、運用を開始して16年経過した現在の河川環境は元の状況とは大きく異なっている」、ご意見は「部

分がある」とこういうことであります。「部分がある」というのは、変わらない部分があるということなので、変わらない部分というのは何かということをはっきりと書いての方が良いかもしれないということで、【】を付けてあります。河口堰の直接的な影響というものを整理してみますと、「堰上流における水の滞留環境、上下流における塩水・汽水域・淡水の連続性の分断、及び構造物による生物移動の断絶」ということであります。で、この1)の環境の最後の所ですけれども、じゃあどういふふうに行っているのかということですが、「これらの変化を緩和するため、水質の滞留改善のためのフラッシュ操作」、これは弾力的運用ですが、「生物の往来のための魚道建設などが行われ、漁業的な価値に対しては補償を行ってきたが、それで長良川の環境がもとに戻るわけではない」ということです。

2)の塩害なんですけれども、この塩害についてはですね「河口堰の建設・運用によって、塩水が遡上することは阻止されている。これにより、堰上流においては塩害の心配をすることなく営農することができている」と。その後「堰上流に塩分がはいるような」というのはちょっとダブっておりますので、後ろに書いてありますからここを削除して、「開門調査などの河口堰の運用によって堰上流に塩水が遡上する場合には、塩害が発生するのではないかと住民の不安に応える必要がある」と。

3)の利水、14ページですけれども、利水の最大の指摘事項は「長良川河口堰の水が運用16年経っても16パーセントしか実際には使われていない」ということでありますが、「これは利水をしている愛知県、名古屋市、三重県における水の需給バランスに関わる問題」ということであります。

でこれも二つの見解があります。「水の需給計画は実績から見て過大である」とこういふ見解があります。で、次のパラですが、「他方、2004年のフルプランからは、事業者側は湯水対策として水資源の確保につとめる立場を説明している」と、こういふ二つの立場があります。

その次のパラ、「この水需給に」というところですが、こういふ二つの見解があり、「この水需給の関する視点の相違を反映してヒアリングでも意見が述べられているが、開門調査などの河口堰の運用によって堰上流に塩水が遡上する場合には、16パーセントとはいえ現在使用している者に対する代替水源を確保しなければならないし、確保も平均利用率での議論では収まらない」と。

知多半島の水ですけれども、「また、知多半島地域では、河口堰によって量的な供給の安定は前進として受け止める一方、特定の地域が長良川河口堰の水を水道用水として使用していることへの不満もある。水道水の安定供給ができるならば、木曾川の水を利用したいということであり、その前提が満たされるかどうか、住民の不満に応える鍵である」ということであります。

15ページであります、「長良川河口堰に係る専門的知見の集約・整理」ということであります。最初に書きましたように、専門委員会の構成というのは時間的制約があったということですが、その3-1「専門委員会報告の受領」のパラの2ですけれども、二

つ目のパラ、「PTとしては、時間的制約という理由から、専門的知見の対象分野とそれに適した専門家の選定について十分な議論が出来ず、必ずしも長良川河口堰に関する論点を網羅できる専門家をそろえることはできなかったが、リソースパーソンの招聘等によってそれらを一歩補い、専門委員会として最善・最大の努力がなされたものとして受け止める」と。

一つパラを飛ばしまして、最後の3-1の最後のパラですけれども、「専門委員会が取りまとめた専門的知見の集約及び整理について、それぞれの専門的内容についてはそれぞれの専門家の専門性に基じた知見集約がなされ、あるいは今後更なる深化した議論が行われることもあるものとするが、PTとしてはこの時点で内容に立ち入った審議はしない。なお、専門的知見の集約及び整理の延長上にあるべき提言については、PTの役割として、PTが独自に検討することとする」と。この点が前回、合意された、PTとしてはこの時点で内容に立ち入った審議はしないという合意でしたので、それをはっきり書いた上で、以下の文章を整理をすると、内容に立ち入った審議をする場合には、また専門委員の方々においでいただいて、長々と審議をリオープン、再開するということになりますけれども、このPTとしては、この時点で内容に立ち入った審議をしないということで、PTの見解を整理するというのが、前回の合意でありました。

3-2「長良川河口堰の最適な運用についての検討」ということに入りますが、まず、「(1) 最適な運用の判断要素と論点の所在」ということであります。1)ですが、「最適な運用を考える際の判断要素」、PTの姿勢は「河口堰を常時閉めるから河口堰を常時開けるまでの間に存在する運用方法の中から、愛知県民にとって最適な河口堰の運用のあり方」は何かを検討することが役割」ということです。15ページの最後のパラですが、「長良川河口堰の建設・運用に関する検証の判断要素としては、費用負担に相応する治水機能とそれに伴う塩害防止の機能及び利水の機能が適切に発揮されているかどうか、2011年現在において共有されている環境意識によって河口堰建設・運用による環境影響が許容できるものであるかどうか、あるいは、改善することが適切であるかどうか」ということであります。16ページですが、最後ですけれども「長良川河口堰の最適な運用という観点からすれば、治水面においては、洪水時はゲートを全開するという運用が最適であることについて見解の相違は無い。したがって、最適な運用面の検証について限れば、ゲート操作による環境上の利益・不利益と塩害防止・利水上の効果・障害について検証することが主たる作業となる」。

2)ですが、何が「最大の論点」ということですが、最大の論点は「塩水の遡上」ということで述べております。長良川河口堰の運用ということなんですけれども、その最初のパラの3行目ですが、「その最大の論点は、河口堰上流に塩水を遡上させる運用を行うのか、または河口堰上流に塩水を遡上させない運用を行うのかにある。河口堰上流に塩水を遡上させない運用を行うということについては、国土交通省が設置する会合、モニタリング部会等で検討が行われており、それが最適な運用方法かどうかは河口堰上流に塩水を遡

上させる運用を行う方法と比較して検討しなければならない。後者については、「つまり長良川上流に塩水を遡上させる運用を行うということについては、「国土交通省では検討が行われておらず、それを行う検討の場は愛知県が設置したPT以外にない」ということですので、「このPTでは長良川河口堰上流に塩水を遡上させる運用を行う方法についての検討を行い、後日の更なる弾力的運用検討との比較を行うことにより、最適な運用方法を見出していくことを期待する」というシナリオになっております。

「(2)開門調査」でありますけれども、その塩水の遡上をさせるという運用になる訳ですが、1)最適な運用方法と開門調査との関係ですけれども、「開門調査そのものは最適な運用方法ではなく、最適な運用方法を探るための調査である。その調査の結果、塩水を一定の期間、特定の方法で遡上させることが最適な運用方法であるのか、あるいは長期的な開放が最適な運用方法であるのか、やはり塩水を遡上させないことが最適な運用方法であるのかを決定することになる。そこで、塩水を遡上させる調査を行うこと」についての意義と課題を整理する」と。

ということで、2)でありますけれども、「開門調査によってより良い運用が期待できる側面」として、「その側面は、環境の変化の復元である。ただし、環境の復元自体がより良い運用の目標であるかについてはまだ議論が十分尽くせていない」ということであります。「開門操作によって期待される堰上流における水の滞留環境の解消による水質改善、上下流における塩水・汽水域・淡水の連続性の回復による生物相や生態系の復元、及び構造物によって妨げられていた生物移動の断絶の解消について、期待されるレベル」、17ページに入りますが、「レベルはこれまでの専門的知見の集積で明らかにされていないし、求めるレベルの議論も残っている。開門による効果が想定されないままでは開門調査は実施しがたいので、この面については早急により具体的な検討が望まれる」。

次のパラですが、また、その判断ですけれども、「長良川河口堰が運用された1995年から今日までの間に、環境の価値判断については大きな変化が生じています、個々の貴重な動植物リストに掲げられた動植物、環境アセスメントの評価項目や評価基準、生物多様性条約やCOP10で採択された愛知ターゲットにみられる遺伝子レベルから生態系レベルの保全等、社会において共有される環境に関する判断基準は時代とともに変化してきている。こうしたことを踏まえながら、少なくとも、社会的に認知されている評価項目や基準に即した検証の設計が行われなければならない。開門調査による環境の変化の復元は、ある程度想定されるものの、開門調査をするには、開門調査における調査手法、モニタリングや効果判定方法等は示されておらず、実施に当たってはその手法等を確立しなければならない」。

3)ですけれども、「開門調査の制約要因となる、つまり、悪影響を受ける側面」と、これは、塩害と利水ということであります。「塩害については、これを起こさないことが不可欠である。塩水がどこまで遡上するかについては、事業者による予測があるが、実際はどの程度遡上するかについての実測は無い。実際にどの程度遡上するかは、季節、潮の状況

や河川流量、河床の変化によっても左右される。また、さらに、被害の防止という観点からは農閑期を選んで実施するという方法もあるが、もう一つの見解は、農閑期のみ開門・塩水遡上でも地下水に塩分が浸透する可能性もある。利水については、代替水源を用意することが不可欠である。さらに、その根底にある水需給への対応が必要になります。これには、水質事故のリスク管理も含まれる。これらについては、実務に関わる事項でもあり、その詰めを行うことが必要である。これらの問題を解決することによって、開門調査が可能となる。逆に言えば、開門調査を行うに当たっては、これらの課題の解決が必要である」と。

「４）関係者の理解」ということでありますけれども、これの параの 2 つ目ですが、17 ページの下から 2 つ目の para ですが、「河口堰問題は複雑な経緯があり、現在に至っている。率直に言って、これまで長良川河口堰を推進してきた愛知県が、選挙公約であるとは言え、唐突に開門調査を提唱することに戸惑いと不安を持っている人も多い。愛知県民に対する約束であっても、その実現には岐阜県、三重県、更に長良川河口堰に関わってきた人々の理解を得ていかなければならない。本 P T も愛知県が設置したプロジェクトチームであるが、更に広域な対話の場を設定し、理解を得る努力が必要である」。

ということで、19 ページの 4 の「長良川河口堰のより良き運用に向けての知事への提言」ということに移ります。まず、第一の提言、「(1) 合同会議の設置」であります。「1) 長良川河口堰に関する認識ギャップの存在」であります。「長良川河口堰に関する、大きな論点」は、前に見たようにですね「河口堰上流に塩水を遡上させる運用を行うのか、それとも河口堰上流に塩水を遡上させない運用を行うのかであり、ここに、開門調査を掲げる愛知県知事及び名古屋市長と国土交通省・水資源機構との最大のギャップがある。また、専門家の役割としても、河口堰上流に塩水を遡上させる運用を含めた検討を行う本 P T における専門家の議論と、河口堰上流に塩水を遡上させない運用の検討を行う長良川河口堰の更なる弾力的運用に関するモニタリング部会における専門家による議論とがある。行政機関の間でそのギャップが埋められればそれで問題は解決するが、ギャップの解決は先ず専門家による客観的検討に委ねられることが望ましい」。ということで、次の para ですが、「このようなギャップが存在する中で、長良川河口堰の最適な運用はこれであると提言することは困難を伴う。そこで、P T の提言は、より良き運用に向けての知事への提言とすることとした」。

2) ですが、「合同会議の設置とその運営、この上記のギャップを埋める作業は、愛知県 P T 及び専門委員会の専門家、国土交通省の弾力的運用の検討に関わる専門家といった区別無く検討を行うことが望ましい。しかし、実務的には、愛知県が設置する専門家の会議と国土交通省が設置する専門家の会議との合同会議を設置して審議することが考えられ、その場合の国土交通省のカウンターパートとしては長良川河口堰の更なる弾力的運用に関するモニタリング部会も想定される。その際、現行の河口堰の弾力的運用から更なる弾力的運用、そして開門調査までのあらゆる可能性を、テーブルの上に乗せて審議することが

前提である。このような合同会議は、市民・県民更には国民に開かれた議論を行うこととし、全面公開で審議を行うことが望ましい。さらに、一般の方々からの意見を受け付けて専門家の議論に生かしていくことが望ましい。こうした合同会議の実現には、市民・県民に開かれた運営をし、かつ、さまざまな分野の専門家から信頼を得ることのできる的確なファシリテーターが必要である」と。

「(2)関係者の理解・合意と愛知県の率先的行動」であります。「1)合同会議設置に向けた愛知県の措置」ということでもあります、「合同会議の設置には、予算を伴うため愛知県当局と国土交通省の判断が必要である。差し当たって愛知県が率先して、こうした合同会議の実現のためのさまざまな障害を取り除いていく努力が必要である。その一つがこのための予算措置を行うこと、さらにこのPTで積み残している検討を進めるための態勢を県庁内に立ち上げ、専門性と熱意のある職員を配置することが求められる」。

「2)関係者の理解・合意」であります。「長良川河口堰については、国の機関や地方自治体のほか、環境や漁業関係者や、利水、治水、塩害についての関係者が存在することから、これらの関係者に納得のいく説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。その場合、愛知県民にとって最適の運用、とくに愛知県民・名古屋市民の負担の軽減だけでは、他の関係者の理解を得ることは困難であり、長良川流域全体の観点からの説明が必要であることを強調したい。そして、関係者の合意が得られた場合には、関係者からなる開門調査に関する協議機関を設け、これらの会議は全面公開し、関係者の自由な参加を促し、また、開門調査の調査項目並びに方法を審議する専門家からなる委員会を設置することが適当である。愛知県は、中京圏のリーダーとして、長良川河口堰問題においても流域全体、日本・世界を視野に入れて愛知県民の利益を考えて、的確な問題提起とその実現のための行動をされることを望みたい」。

「3)愛知県の率先的行動の実施」。長良川河口堰のより良い運用に関連して、愛知県が単独で行うことが可能な事項がある。それらは、知多半島の水道水源の切り替え、福原輪中についての調査、愛知県の水需給の見直しと工業水道・上水道企業会計適正化、愛知県、名古屋市での節水努力の呼びかけ、愛知県内の農業用水の取水実態の調査等である。これらの率先的検討は、愛知県が提起した課題についての本気度を示すことになり、関係者の理解を得る上で有効である。また、知多半島の水道水源の切り替えによる河口堰からの取水費用負担の削減、水需給の見直しと公営企業会計の適正化の検討は、それ単独でも行政のサービス向上及び行政の適正化の観点からも適切な事項である」ということですね、前回の合意事項、それから、蔵治先生にとりまとめて整理をして頂いた目次をベースに文章化して議論をするということなので、文章化を以上のようにいたしました。以上が今日のPTの報告書案の概要であります。蔵治先生、何か補足がありますでしょうか。

(蔵治委員)

特にございません。

(小島座長)

それでは議論を開始したいと思います、ご意見を願います。松尾先生どうぞ。

(松尾委員)

23日の朝にぎっくり腰をやりまして、動けなくて、昨日は一日東京にいましたので、今日これを見たのが初めてなので、十分な検討が出来なくて申し訳ないですが。それまでメールでやり取りをしていたところ、私も項目立てにこだわらないで、内容が盛り込まれていけば結構だと言いましたが、ほぼその内容を入れていただいたと思っています。どうもありがとうございました。あといくつかありますが、まず、1-1のところは期待されている検討事項ということで、書いていただいたというふうに思っています。ちょっとこれ、今すぐこの辺の意見、私、今ずっとお聞きしていて、直ぐにパッと反応することができるところだけ、あとはもう少しじっくり考えさせて下さい。一つは、これで言うと、7ページですね。7ページの二つ目のパラグラフ、「したがって」以降のところですけども、特に環境のところですが、「堰の建設、運用によって変化した環境」ということですけども、要するに必要な検証要素としては、どのように変わったかということ。変わったことによって、どのような不都合が生じているのか、あるいは生じていないのか、といったところをですね、やはり一つの検証要素とした方が良いのではないかなと思います。前にも言いましたが、当然塩水と淡水を分離した訳ですから、汽水域を無くした訳ですから、それに伴う変化があるのは当然です。ただしそれによって、分離していくことによって、例えば水質で言えば変わったところもあるし、変わらなかったところもある。いわゆる全体像、一つは全体像を見るということ。これも一つあっても良いのではないかと。ですから変わったところだけを取り上げて、それについて検証するのではなくて、全体像としてどうなったのかということですね。これもやはり検証の一つの要素ではなからうかというふうに思っております。

それから公開ヒアリングのところ、これは、なんか蔵治さんから私がまとめたものだというので、これで良いのかどうかここは是非、ご意見と議論をしていただきたい。これは私が出せるだけ客観的にというか、事実としてピックアップしたつもりですが、それで良いのかどうか是非議論していただきたいと思います。それから12ページのところの治水ですね。これは「公開ヒアリングで陳述された意見のPTにおける受け止め方」のところ、専門委員会で浚渫が不必要であったとの見解が述べられている、これは専門委員会での意見ですので、公開ヒアリングに関しての、受け止め方のところにこれが入ってくる。これは専門委員会での受け止め方であって、PTでの、必ずしもPTでの受け止め方ではないと思いますので、ここにこうした文章が書いてあるのは不適當ではなからうかという

ふうに思います。それから13ページのところでですね、まず、河口堰の直接の影響はということですが、まず、ここに書くべきは、塩水汽水域淡水の連続性の分断ということです。それに伴う様々な変化があった。その一つは、そこに書いてあるのは、「堰上流における水の滞留環境」、先にくるのが「上下流の塩水汽水域の連続性の分断」、それから、それに伴う、「堰上流における水の滞留環境」とか、「構造物による生物移動の断絶」という、断絶というのはちょっと言い過ぎではなからうかと思えます。阻害があるのは確かだと思えます。

それから滞留環境が出来たことによるDOの低下というのは、これは必ずしもですね、滞留環境ができて低下をしている訳ではなくて、これはデータを見ていただいたらわかるかと思えますけれども、むしろ堰上流域は全体としてはDOに関しては低下ではなくて、DOの濃度は増加していると。それはモニタリングのデータを見ていただいたら明らかだと思えます。それから下流域に関してはいわゆる堰が出来る前にも、いわゆる小潮時にDOの低下現象があったんです。それが期間が長期化していると、そういう事実は確かにあると思えます。

それからフラッシュ操作、滞留改善のためのフラッシュ操作となっておりますけれども、フラッシュ操作はですね、正確に言えば滞留改善ということではなくて、底層DOの改善のために水を動かすと、底層の水を動かしてやるということでありまして、というのは堰下流で放流するトータルの水量は変わりません。ですからトータルとしての滞留改善をしている訳ではないんですね。で、部分的にと言いますか、一時的に大量の水を特にアンダーフローで放流することによって、どうしても停滞しがちな底層の水を動かしてやる。そこで水深方向の混合を促進することによって、DO改善をしようというのが主たる目的なんです。ですからその辺は少し正確に書いていただいたほうが良いんじゃないかなというふうに思えます。

それからですね、あと16ページのところは先程と同じようなことであります。

それから17ページの、「3）開門調査の制約要因となる（悪影響を受ける）側面」で、塩害と利水しか取り上げてないんですけれども、水質の悪化も考えられると思えます。これは多分、村上委員が専門委員会の報告書の中でも指摘されてた部分があるんですが、例えば堰を開けることによって、今堰の下流で起きてのと同じような現象が堰上流に広がるということですね。それが言い換えれば、堰の底層分、堰上流の底層部分は今の堰下流の状態と同じような状況が起き得るということでもあります。そういったこともありますので。それからもう一つ私はそういった状況が起きることによって堰上流部に、これは汽水域になりますから浮遊物のフロック化が進みます。それによってかえって堆積しやすくなる。ですから今よりも堆積が進む、堰の上流部ですね、そういう環境になる可能性があるということも指摘しておきたいというふうに思えます。ですからその辺りのところも、やはり触れておくべきではなからうかと思えます。

それから4のところ、合同会議ということでもありますけれども、どういう形で会議、こ

ういうことを行うのは全く反対という訳ではなくて、ここに書いてあるとおりで更にその専門家による客観的検討を進めるという意味で、こういった会議をと言いますか、意見交換やっていくということは必要だろうというふうに思いますけれども、それをどういう形でやっていくかについては、もう少し議論が必要なのかなというふうに思っています。

ずっとお聞きしていて気付いたところ、そんなところがございます。それから専門委員会の報告書に関して、この前、受け止め方ということで少し失礼な表現をしたかと思えますけれども、今回、この内容には立ち入らないということですが、それはこれで結構かと思えます。

(小島座長)

ありがとうございました。村上委員いかがでしょうか。

(村上委員)

まず座長並びに蔵治委員のとりまとめに感謝いたします。私は、際立って対立した意見が出てきたんで、どうまとめられるか非常に危惧をしております、ここの場で議論してまとめなきゃいけないんじゃないかならうかっていう提案をしましたけれども、この意見でもって、この案でもってまずここで合意が取れば、私は基本的にはこの枠組み、目次立てで結構じゃないかと考えます。

それから松尾委員からいくつか専門的な指摘があったんですが、これはどうしましょうか。ここでまた議論すると相当時間がかかります。一応、松尾委員がおっしゃったような議論について、次のとりまとめまで各自の委員が意見を出して調整するという形でやりませんか、それともここでいくつかの、かなり専門的な部分に入った議論にしますか。ちょっとそここのところだけの見解を聞かせてください。もしこれが委員間の議論で良ければ、私はもう少し後半の提言のところには議論の時間を取って欲しいというふうに考えます。

(小島座長)

前回の合意は15ページにありますように、その専門委員会の内容について立ち入った議論をすると、もう一度始めるということなので、また整理をする場合には、その内容に立ち入らないという前提で書いていきたいと思っております。今、松尾委員がおっしゃった事柄について、もし村上先生が書く書かないは別にして、さっきの専門委員会の内容について、中身には立ち入らないでこう書いていく、ただ提言のところは色々ありますよと、こういう基本線に沿ってまとめている訳ですが、一言おっしゃっていただいて、でまあ議論としては、提言のほうに集約をしていくような流れになっておりますので、提言のところの議論に出来ればスイッチしたほうが良いかなというふうに思います。村上先生は今の部分、先生の分野でもありますので、ちょっとおっしゃっていただいて、ただ、それはそんなに議論するっていうことではなくて、後ろのほうの議論をしたいと思えます。

(村上委員)

むしろ私は座長の原案に対して、松尾委員それから辻本委員がおっしゃられたようなこと、そここのところの整理が非常に私は重要だと考えました。

まず、辻本委員がおっしゃったこのPTの位置づけ、それからその中立性などについては、私は、専門委員会の中立性などについては、専門委員会で科学的な議論がなされたという評価がされておりますので、それはクリアしているのではないかと考えます。

それからこれも辻本委員の提言だったんですけども、愛知県の最適化で良いのかという議論、これも何度か議論が出ましたけども、やはり愛知県だけではなくて東海地方、もう少し広く見ようというふうな形になっておりますので、私はそここのところは異議はありません。ただし水道水源に関しては、私はこの地域の問題というよりも、世代の問題点だと思う。これから更に良い水道水源にしていくことが必要ですので、私は地域を広く取った視野でというと同時に、やはり世代間をもう少し広く取った、次の世代まで良い水資源を残すというふうな形の表現にならないかなと思います。そうするとより良い水道水源を求めて、これは松尾委員の議論にもあったんですけども、水道水源に対して具体的な障害は出ていないのではなかろうかというふうな議論があったんですけども、しかし出ていないうちにまた更に良い水源を求めるという意味では、私はそういった世代間倫理的なものも入れるべきではないかというふうに考えます。

それからこれは多分、委員間の合意が出来たと思うんですけども、どのように河口堰を造って変わったか、それからそれがどういう不都合を生じたか、こここのところに私は前半は変わったということは、このPTでも確認されたこと、これ非常に重要なことだと思います。その後望ましい環境はどういうものか、これは議論が更に必要であるということはこちらにも書かれておりますけども、少なくとも河口堰を造ったことによって自然の河口の環境が変わった。これを専門委員会、PT委員会がともに認めた、これは一つの一步前進ではないかというふうに思います。

それから河口堰運用後の、これは課題はまた後で議論いたしますけども、専門委員会の結論、これが治水についてはゲートを開けることについては直接の関連は生じない。それから利水の代替がゲート開放の前提である。それから環境についても先程申しましたように、環境が変わった、復元目標はまだ定かではないんですけども、少なくとも直近の河口堰事業という人為的干渉、これを解消しようというところでまとめられたことは、私は相応しい内容ではないかというふうに思います。

あと残りのほう少し、開門調査及び提言などについて議論をしたいと思いますので、今のところは、その専門委員会の評価のところはこれだけにしておきます。

(小島座長)

ありがとうございました。それでは18ページの「より良き運用に向けての知事への提言」というところの議論を深めたいと思います。それによって、またその関連のことが変

わってくるかもしれませんが、その議論をしたいと思いますけれども。ご意見はいかがでしょうか。

(松尾委員)

その前に、先ほど私がちょっと指摘したような部分は、村上委員が言われたように、どういう表現にするのかというのは、またメールとか、あるいはこの修正案をこの後提示していけばよろしいのでしょうか。

(小島座長)

修文、今のところのですね、例えば13ページのところですけれども、順番のところはよろしいんですけれども、今ちょっと村上先生にお話を振ったのは、いわゆるDOの関係とかですね、というのは出来るだけこの書き方っていうのは、こういう意見とああいう意見があるっていうようなことを整理しているんですね。したがって、もし書いていくとそういう処理になるんですけれども、そこはいかがでしょうか。

(村上委員)

私は松尾委員のその堰、まず合意出来る場所なんですけども、堰下流の貧酸素化、これが小潮時に起きる、小潮現象だということは合意出来た。そしてそれがゲートを開けることによって、今まで淡水域であった所にもその小潮現象が及ぶ可能性がある、これは私は認めることができます。

しかし、いくつか合意が出来ない場所なんですけども、まず堰上流のDOが問題ではないということなんですけども、これはご存じのとおり、淡水化することによって溶存酸素の飽和度は大きく変わってきます。ですから塩水を真水にするだけで溶存酸素濃度は大きく上昇する訳です。まずその問題が一つあります。ですから塩を入れるということは溶存酸素が下がるという、これは全く物理的な現象であります。

それから先程おっしゃった堰上流のDOが上がってきている問題、これは私は望ましいことではないと思う。というのはこれはDOが高い濃度であるということは、藻類の発生でもってDOが、光合成によって藻類が出るようなふうです。ですから、そのことについては、例えば表層のDOからだけではなくて、夜間のDOもしくは底層のDOについても議論をしないと、DOが高くなったことだけが望ましい環境であるとは私は考えられないというふうに思います。そういう意味では私はこの文章の中の連続性や総体性、この総体性というところを考えてやらないと、DOはDOだけ、藻類の発生は藻類だけというふうな考え方で議論をしていくと、環境の変化を見誤るのではないかとこのように考えております。

(小島座長)

松尾先生いかがですか。

(松尾委員)

まず総体性というところで失われたとか書かれていますけれども、必ずしもその全て失われている訳ではない。その一部は先ほど言いましたように、汽水域を無くしたことによって変化は生じていますけれども、その総体性が失われたというのは言い過ぎではなからうかと思えますし、それからD Oの低下に関しては、先ほど言いましたように低下している訳ではない訳ですから、特にそれによって低下をしたという訳ではないので、そこはやはりきちっと事実を書くべきだろうと。それをどう評価するかは、ちょっと村上先生とは違いますけれども、低下ということは事実ではない。

(村上委員)

はい、もちろん低下ということは事実ではありません。しかしこの低下しなかったことの意味を、私は解説しなきゃいけないというふうに思います。低下しなかったら良いということではない。日中のD Oが上がるということ、これはやはり本来の河川ではあり得ないことではないかと私は思います。

(松尾委員)

これは汽水域ではあり得ることだと思うんですね。堰が出来る前でもその上流域、今の堰より上流域で汽水性のプランクトンの、いわゆる増殖現象というのは起きている訳です。ご存じのように起きている訳です。で、その時にやはりD Oが増加する訳ですね。ですから堰があってもなくてもこの汽水域というのは、どの川でもそうですけれども、やはり汽水性あるいは海水性のプランクトンの増殖現象は起きています。今揖斐川でも起きてますし、木曽川でもそういう現象が見られます。ですから、それは堰が出来て当然プランクトンの種類、淡水域になりますからプランクトンの種類が変わりました。それから汽水域であった時よりも増殖しやすくなったということは、そのとおりだと思います。私が言いたいのはその表層のD Oの上昇、これは当然プランクトンの増殖によるものですが、低層のD Oは確かに淡水化したことによって、上昇が見られたということもありますけれども、フラッシュ操作等によって、その改善が図られてきたというところ、これも私は評価すべきだろうと思います。

(村上委員)

もちろん堰を閉めた後のフラッシュ操作、そこでもってD Oが改善することは私は否定する訳ではありません。私たちが議論しているのは、堰を閉める前のD Oの状態と、それから閉めた後の状態を言っている訳です。それから先ほど堰が出来ない場合もプランクト

ンの発生はあって、底層のD Oは低くなっているような現象があるということをおっしゃいましたけども、それは私、その頻度とそのD Oが貧酸素の状態になった持続時間のこと、それを考えないとまずいんではないかと思います。確かにD Oが低下するような現象は堰の上流部で堰の建設前にありましたけども、それは自然の水の流れがある、潮汐がある場合には、これ速やかに解消された現象ではないかというふうに思います。

(松尾委員)

ええ、速やかにかどうかはわかりませんが、時間的に短かったことは確かですね。

(村上委員)

そうですね。ですから下流部の問題も全く一緒なんです。以前からこれ小潮、小潮効果でもって下流部のD Oの低下はありました。しかしその時間が大幅に伸びている。そのことはやっぱり共通の認識として持ちたいと私は思います。

(松尾委員)

ただ、ちょっと専門的な議論になるかもわかりませんが、これは開門した場合のことを考えていただいたらいいんですが、だからさっき言った悪影響を受ける側面というところでね、開門調査、悪影響を受ける側面のところで、今現在、堰は下流の潮位変動があるんですが、それプラス10センチの水位で運用されてるわけです。プラス10センチです。でそういう状態で堰がなくても、結局水位がどうなると思いますか、上流の水位は、大幅に低下しますか。

(村上委員)

ちょっと質問の趣旨がよくわかりません。どういうことですか。

(松尾委員)

ですから堰を開門することによって、水位の低下っていうのはどの程度するのですか。それによって滞留環境はどのように改善されるんですか。その議論が全くないんですよ。現在堰は下流水位よりも10センチ高いところでずっと運用されてる。堰を無くした時に、どれくらい水位が上流が今よりも低下するんですか。それによって潮汐が今度入ってきますから、それによってですね、堰上流域の滞留環境がどれだけ解消されるのかという議論が全くなされてない訳です。それでもって私が指摘したような、浚渫してますからね、以前よりも水深がかなり深くなる訳です。ですから堰を開門したとしても、私は滞留環境というのはそんなに大きく解消されないだろうと思っています。

(村上委員)

それは溶存酸素の問題を水深と潮の移動の問題だけに限定されている。それは先ほど言った総体的という言葉が出たように、藻類の発生量のあともやはり視野に入れないと、それは全然議論にはならないと思います。

(松尾委員)

ですからそれを言っている訳です。だからDOの低下だけじゃないですよ。それも言っている訳です。じゃあ堰を開けた後も、開ければ、藻類の発生量は本当に減るんですか。汽水性のプランクトンに代わるだけじゃないんですか。

(村上委員)

それは1990年代からの藻類の発生量の頻度データを見ていただくと、分かるのではなからうかと思えます。

(松尾委員)

ですから、その頃とは河床環境が変わっている訳です。水深が深くなっている訳です。

(村上委員)

はい、それは藻類の生産にどう関わってきますか。

(松尾委員)

その状態です、ずっと塩水が遡上する距離が延びる訳です。例えば30キロ流下するのにですね、例えば潮が12時間で秒速1メートルとして、1時間で3.6キロですよ。10時間で36キロ。たとえば秒速1メートルなんていう引き潮なんてまずあり得ませんよね、恐らく全体的に。そうすると、例えば秒速0.5メートルという18キロしか、ずっと引き潮で動かない訳です、水は。ということは、その間で行ったり来たりしている訳です。海まで行かないんですよ、一潮汐で。そういう現象は起こるんじゃないですか。ということは、そこでやはり潮汐運動で往復流は生じますけれども、そこで本当に滞留環境が解消されるかどうかという、そういう検討が全くなされてないということです。

(村上委員)

いやそれはすでに河口堰がゲートを閉める以前の藻類発生量の頻度などを調べておりますので。

(松尾委員)

いや、ですから、その当時とは河床の状態が変わっている訳です、浚渫をして。

だからそこは全く、いわゆる地形的な変化があることを考慮されていないんです。

(村上委員)

いや、それはその地形的な変化だけではありません。栄養塩の負荷も当然変わってきます。雨の降り方も年毎によって違います。地形変化だけを理由として…。

(松尾委員)

いや、だから地形変化というのは非常に大きいんですよ。流れに及ぼす影響というのは。

(村上委員)

はい、それは十分承知しております。

(松尾委員)

ですから、その辺を全部含めて、やはり議論を進めなきゃいけない。ですから、そういう面から言うと、ここでいう、「悪影響を受ける側面」とかね、そういったところにやはり、私が言うような可能性がある訳です。

(村上委員)

悪影響かどうかということについてはまず置いときましょう。ですから、ゲートを開けても以前のような、例えば汽水プランクトンの発生なり、それから一時的なDO低下はあるということ、これはお互いの共通の認識ではないでしょうか。しかし、そういったことにも関わらず、やはり元の河口環境に戻しましょう、川の連続性、それを維持しましょうというのがこの結論ではなかったでしょうか。

(松尾委員)

いや、結論がどうかわかりませんが、そういうことは当然復元されると思いますね。連続性とか、そういった汽水域はね。

(村上委員)

それを目指そうというのが、PT専門委員会の議論だったと思います。

(松尾委員)

ですからそれを、汽水域を復活させるのは良いんですけども、それによって、これこれの悪影響もありますよということは、やはりきちんと事前に把握して、把握というか予測しておくべきだと思うんです。それは悪影響を受ける側面、制約要因になりうると、私は思っています。

(村上委員)

それは先ほどの議論で一致しているところではないでしょうか。私も必ずしもゲートを開けただけで環境がすべて復元することではないということは、これ報告書にも書かれているではないですか。

(松尾委員)

専門委員会報告書に書かれていますね。

(村上委員)

この報告書でも書かれていますよね。「ゲートを開けただけでは解決しない。元の長良川の自然と生活を守るためにさらなる努力をしよう。」そういったことがここに…。

(松尾委員)

ですから、その17ページの3)のところにはそういった、環境面では全く問題が無いようなことではなくて、やはり問題も生じますよ、生じる可能性がありますよということ、これも一つの制約要因ではなからうかということですね。それから13ページのところでは、もう少し正確な記述、先程言った、事実は事実としてきちんと記述するという、そういった記述が必要ではなからうかと思います。その「総体性が失われた」と書かれていますけれども、必ずしも私自身は総体性が失われた、全て失われたとは、まあ一部失われた、一部という言い方はあれかもしれませんが、全て失われたとは考えていないし、生物移動が断絶したことはないし、阻害はされていると思いますけれども、まあそういった言葉の問題かもしれませんが、事実は事実としてきちんと書いた方が良いでしょう。

(村上委員)

そこに対しては異議はないということも先ほど申し上げたはずですが。河口堰上流の表層のDOは上がっている。これは私も認めるところであるけども、その評価が異なっているということです。それから、はい、どうぞ。

(松尾委員)

表層だけじゃないですよ。低層のDOも上がっているんですよ。データ見てください。

(村上委員)

もちろん見ております。専門的になりますけども、それはやはり、表層で生じた高いDO層が混合でもって…。

(松尾委員)

いや、必ずしもそうではありません。流入水が、やはりですね、淡水化したことによって…。

(村上委員)

はい。それも私先ほど…。

(松尾委員)

流入水が全層に渡ってずっと流下しますから、上流からの流入水によるDO供給があるんです。

(村上委員)

それも全然否定しません。先ほど私が言ったとおり、淡水になっただけでDOが上がる、これは当たり前のことですので。それから川の流量に応じてDOが供給される、これも河川の常識ですので、それに対しては何も私は異存はありません。それから先程おっしゃった、「大きく変化している」とか「部分的に変化している」、私もこういう表現はあまり好きではありません。もう少しこういった「大きく変化した」だとか、「部分がある」だとか、そういったふうなところは、すっきりした表現で書いた方が私も良いと思います。

(松尾委員)

ですから、ここは「変化がある」というのは共通認識でいいと思います。私も変化はあると思っていますので、それは変化があるんだという、そういう受け止め方でいいと思うんですね。魚道の「魚」が違っているか。これをどういう表現にするかは一度文案を考えさせていただいて、またどうでしょうね。

(小島座長)

今ね、17ページのところなんですけれども、「利水について」の「これには」のところ
に「水質事故のリスク管理」というのは、前の専門委員会の議論を聞いていて、底層に潮が上って、DOが低くなるとかって、そういうようなことですかね、具体的には。前にも出てくるんですけども。いわゆる「水質事故のリスク管理」というのははっきり書かないとわからないので、これは何だったんでしょうか。

(松尾委員)

これはたぶん、辻本委員に聞かないとわからないと思いますが、多分、潮が入ったことによって、長良導水の取水停止に追い込まれる事態が起きている訳ですね。そのことを指しているのかなと思うんですが。

(小島座長)

はい、それは確認をして、具体的に。

(松尾委員)

実際にそういうことがあった訳ですね。

(小島座長)

前のところも、ありますね。それから総体性。これは日本語の訳ですけども、生態系の総体性の観念というのは、部分が欠如することによって、全体のバランスが失っていくということなので、いわゆる生態系、生物多様性の中で議論している生態系の総体性、まあ鷲谷さんがおっしゃったようなことってというのは、部分が欠けることによって全体が違うものになっていくっていうことですから、部分が欠けても総体性が残っているっていうのは、ちょっと違うかなと思いましたけども。

(松尾委員)

すいません。「河川生態系の」ということであれば、これで、別に。そういう意味じゃなくて、私が言いたかったのは水質環境とかそういったものの全体像という意味で言っていましたので、ここで「生態系」ということであればこれで別に問題ないです。

(小島座長)

ありがとうございます。主にDOとプランクトンという、そういうような議論だと思いますね。ここ、「部分がある」とかですね、順番をこちら辺は変えていきたいと思ひますし、【】で入れてあることはもっと具体的に書いていったほうが良いなというふうに思ひます。書き方はですね、ご覧いただいたように、いわゆる、こういう意見があるというのは、両方、次のところでまた議論していかなきゃいけない部分なので、二つ並べながら整理をしているところでもありますから、そこは文章をいただければ、整理をしたいというふうに思ひます。それで時間もありますので、19ページの、さっきの村上先生がおっしゃったようなですね、提言のところですね。ここでちょっとご意見をいただけますでしょうか。

(松尾委員)

一つよろしいですか。20ページのところの「愛知県の率先的行動」の なんですが、これは確かに単独で行おうと思えば行えることだとは思ひますけれども、PTとしてそこまで踏み込むのか、というところは若干疑問な点でもあります。に「水需給の見直し」と、水需給ということは、言い換えれば水道水源の見直しも含むと思ひますので、までPTとして提言に踏み込むのかどうかというところは、少し疑問に思ひますけども。

(小島顧問)

ご意見をどうぞ。

(村上委員)

私も先ほど発言しましたように、現在の水道水源としての長良川の水、これに対しては地元の一部からは不満が生じている。私はそれは非常に大きなことではないかと思う。代替水源が可能であれば、より良い水源を求めていく。これは地元のヒアリングの対象者も、それから水の衛生の専門家の田中さんも同じく言われたようなことです。やはり、現在の水で満足するのではなくて、更に良い水を求めていく。代替水源があり限りそれを求めていこうということは、私はこれは是非言うべきことではないかというふうに思います。それと同時に節水の社会を作っていこう、それから農業用水についても見直していこう。こういった長良川は知多地区だけではなくて、愛知県全体の水供給と水需要を見直していこう、これは私は非常に重要なことではないかと思う。その一つの典型的な事例の一つとして、これを一番最初に出しておく。これは私は非常に重要なことではないかというふうに考えております。水源を、まだ水が使える水源をもったいないという感じ方もあると思う。しかし私は将来のことを考えて、上流へ上流へ、より良い水へと水源を持って行く。これは私は行政としては、一番最初にやはり考えなければいけないことではないかというふうに思います。私が言っていることは、あくまでも代替水源が可能である場合のことです。それは利水の方の議論でも可能であるというふうな結論がある程度出てきた。私はこれは愛知県が率先してやる行動としてここに書いておくことは是非必要ではないかというふうに考えております。

(小島座長)

今の点、14ページのところなんですけれども、どういう認識か、最後のところなんですけれども、知多半島地域の方々の意見なんですけれども、知多半島地域では「量的な供給の安定は前進」なんだけど、なんで自分たちが河口堰の水を原水としてとして使わなきゃいけないんだという不満もあると。これは事実なんですけれども、そういう意味では水道水の安定供給が出来るならば、木曾川の水を利用したいと、多分こういう議論を書けばそのとおりなんだと思いますね。その前提が満たされるかどうかというのが、住民の不満に答えていく鍵ということですので、多分そういう前提のことだと思いますから、まあそういう書き方をしたらどうでしょうか。そこからきていると思うんですね。

(松尾委員)

それはそれで結構だと思うんですが、やはり水道水の、愛知県全体の水道水の安定供給が出来るかどうかだと思うんですね。ですから、そういう視点からやはり考えて行かなきゃいけないんで、いきなりこれをですね、切り替え、やりなさいみたいな提言ではなくて、

やはり県全体としての水道水源のあり方とか、ここにあるような水需給の見直し、これはやっていただいたら良いと思うんですけども。その中で可能かどうかというところはお出てくると思うんですね。知多半島の水道水源の切り替えが可能かどうか。ですからまずはそれが先であって、いきなり知多半島の水道水源の切り替えを前提としたような、そういった議論を進めるべきではない。

(小島座長)

そうすると前も変えろってことですか。

(松尾委員) いや、前はいいです。

(小島座長)

いや、前からのこの文章から来る結論なんですけど、要するに今長良川河口堰の水を使っている愛知県の他の人たちではなくて、知多半島の人たちだけなんです。

(松尾委員)

ですから、ここにある14ページの「水道水の安定供給ができるならば」ということですから、果たしてこれが可能かどうかという検討がまず必要ではないでしょうかと言っている訳です。

(小島座長)

ということで、今そういうふうなことを付け加えて整理をしましょうかっていう提案をしたんですけど。これ全体、前に書いたことが後ろに来ているので、こういうことであれば、安定供給と安全な水、できるだけ、前もちょっと申し上げましたが、国で水道水源法を作ったときも、技術でなんとかなるけれども、より安全なきれいな原水を水道としては使うと、ということで法律なんかも作ろうとした訳ですから、その考え方に沿って、よりきれいな原水を使うっていうのは、住民の利益にかなうと思いますし、その前提としての水の安定供給とのバランスだということですから、そういうようなことを後ろの方にもっていけば良いかと。ただ、ここで書いたのは知多半島の人たちだけが使っているということも不満のこともあるので、それはそれに対して答えていかなきゃいけないということですね。

(松尾委員)

座長が言われたことをまずやった上で、その知多半島の水道水源の切り替えというところは出てくるんだろうと思いますので、やっぱりその順番というのはやはり、きちんとしていただいたほうが良いかなと。

(小島座長)

あの、ちょっと僕が言ったのはですね、の「愛知県の水需給の見直し」というと、これは全体の話なので、知多半島の話は、ヒアリングでもあったように、その木曾川からのものと、長良川からのもの、どうふうな形で解決するかということなので、全体が済まないっていうと、全体というフルプランの話になっちゃうのでですね、そういうことでは多分ないだろうと。

(松尾委員)

愛知県内の、県の水需給と水道水源のあり方みたいなところで良いと思います。ですから、さっき言われたように14ページに書かれたようなところをまず、きちんと検討した上で、その延長線上に知多半島の水道水源の切り替えっていうのがあるんだろうと思います。

(小島座長)

はい。

(村上委員)

この、はやる順番ではない訳ですから、私はこういったことにこだわらなくても良いと思いますけどね。愛知県がやれそうなこと、松尾委員もおっしゃったように、は愛知県が単独で出来ることなので。手を出せることから次々にやっていこうという、そういう姿勢をここで求めることは私は適正ではないかというふうに思います。まあ、この、をどういう順番にするかについては、私は別にこだわりませんけども。これは項目としては挙げるべきではないかというふうに思います。

(松尾委員)

は「愛知県の水需給の見直し」という、だからこれちょっと少し違うんですね。水需給の見直しというのは。水道水の安定供給が可能かどうか、その水源をどこに求めていくかという、そういう検討をするべきですね。その上で知多半島の水源の切り替えという、それは検討の延長線上にあって良いと思いますけども。はどちらかという、「工業水道・上水道企業会計の適正化の検討」のところじゃないんですか。

(小島座長)

これは分けた方が良いですかね。需給全体の見直しといわゆる公営企業、とこういうふう書いてあるので、どういふふうに整理していくかっていう、まあ水需給の見直しは、ある意味じゃ全体に関わる訳ですね。節水だとかね、あるいは農業用水とかね。

(松尾委員)

安定供給をどう図っていくかというのは、少し分けた方が良いでしょうね。

(小島座長)

はい、了解しました。愛知県の水需給っていうのはこれ、非常に全体に関わる話なので、でもまあ、節水努力をしてくださねっていうのは、別に水需給の見直しの判断が出ない限りしちやいけないってことではないのですね、これが出来ないと何も出来ないという話ではないと思うんですね。蔵治先生いかがでしょうか。何か取りまとめ役っていうか、そればかりやっているとだんだんご自分の意見をおっしゃりにくくなるのかもしれませんが。

(蔵治委員)

今のご議論を伺っていて発言したい場面もありましたけど、先生方が全部代わりにおっしゃっていただいたんで、大丈夫でしたけれども、私から松尾委員に是非この場でご議論いただきたいのは19ページの「(1)合同会議の設置」のところで、先ほど専門家による客観的検討というところで、これはどういう形でやるか議論が必要だというふうにコメントされたと思います。今ここでは、合同会議の設置という非常に具体的な提案が書いてありますが、先生の意図するところはどういうところにあるのかっていうことをもう少し詳しくご説明を。

(松尾委員)

これは合同会議というよりも、県主導で、その上に書いてある、「ギャップの解決は先ず専門家による客観的検討に委ねられることが望ましい」という、まずその客観的検討を行うような専門家会議、これは合同会議というよりも、このための専門家会議をですね、県主導で作っていただいたら良いんじゃないかなというふうに思っている訳です。その場合には当然、当然かどうかわかりませんが、その中でその下にあるような、今、堰の上流に塩水を入れるか入れないかというところも含めて議論を進めていくのが良いんじゃないかなというふうに思っています。ですから、ここでこの合同会議というのは、県が設置する専門家の会議というのは、何を指しているのか良くわかりません。それから国土交通省が設置する専門家の会議というのも、ここでは何を指しているかわかりませんが、その一つが長良川河口堰のさらなる弾力的な運用に関するモニタリング部会であるとするならば、本来、目的が違う訳ですね。今やっているモニタリング部会は、ですから、そこに参加している専門家が、自らの判断で県が設置する、このギャップを埋めるような、役割を担うような専門家会議に参加すること、これはまあ、それはそれで良いと思っていますけれども、今ある会議と、専門家の会議というのは、この専門委員会を指しておられるのかどうか良くわかりませんが、愛知県が設置する専門家の会議というのは何を指しているの

か、国土交通省が設置する専門家の会議は何を指しているのか、それぞれ対立的に捉えるんじゃないで、今まで参加した色々な研究者が、ある一つの会議の中に入って、上にあるようなギャップを埋めるような客観的検討をするための会議を持つことがよろしいんじゃないですか。

(小島座長)

申し訳ないんですけど、この流れの中でですね、つまり最大の論点である塩水の遡上という16ページから流れているんですけども、この議論はですね、いわゆる結論ありきからすると、国土交通省が設置される会議は絶対に塩水を遡上させないという結論ありきの会議である訳ですよ。それをずっとそのままにしておいて、このギャップが解決出来るんでしょうかと。でももちろん行政間で、行政と行政の間ですよ、解決をすればそれはもう問題はない訳ですけども、しかしその前にやはり専門家の議論をしたほうがよろしいのではないんでしょうかと。で、その専門家の会議をですね、どういうふうにして専門家の会議をやることによってそのギャップが解消するような仕組みになるのでしょうか。そのことはですね、もともと前提ありきで設置をしている国土交通省のところも、その前提を取っ払い、あるいはその愛知県が設定するのもあらゆる可能性を俎上に乗せて議論をし、それぞれがその専門家にまず議論を委ねるといっていいとですね、これはこのギャップが進んでそのままになってしまう。例えばこういうことはよくあることでしてですね、例えば温暖化の会議で経済産業省の審議会と環境省の審議会が合同会議をやりませう。これは今までは、例えば経済産業省の審議会の答申が出、環境省の審議会の答申が出、その上で行政がそれぞれ調整をするというようなシステムなんですね。ところがそのシステムを、そうすると二度手間になるって言うと変なんですけども、だから審議会の段階で合同会議をやって、で、そこから出てくる答申を専門家の議論をまず一つにさせていただきませうと。そのことを経済産業省も環境省も尊重させませうと。合同会議というのはそういうために開くわけですよ。現に開いていて、一つの統一的な判断ができるような仕組みを作っているんですね。もちろん経済産業省の委員等の手当は経済産業省が負担し、環境省の委員のは環境省が委員等の手当を負担する訳です。だから行政の判断が必要なんです、ちゃんと予算もつけるということで、でそういうことを書いてその流れを書いていき、そのギャップを埋めるためにはそういう手法がすでに国では採られているので、同じような手法をこの県と水機構の間のギャップを埋めるということでしたらどうかという流れで書いてきているんですね。だから愛知県の中でやっている、で、入っていただける、それはメンバーを見れば松尾先生、辻本先生は同じなんですけども、そしたらそこでまた思う存分意見を言っていたければ良い訳ですよ。だけどそのことがギャップの解消に繋がっていくかというのは仕組みの問題なんですね。先ほど申し上げたような愛知県と国土交通省の間のギャップを埋めていく場合に、行政の中で話せば解決するけれども、そのギャップの解決はまず

専門家による客観的検討に委ねられることが望ましい。で、その手法としては国でもやっているような手法の合同会議をしたらどうですかという提案なんです。

(蔵治委員)

はい、私が今、松尾委員に質問させていただいたのは、合同会議の設置というのはもう前回のPTのときに既に出ていまして、そのときに特に強い異論は無かったように記憶している訳です。その後ですね、先ほどのこの新しい案に対してどういう形でやるか議論は必要とおっしゃったので、合同会議の設置ということ自体、今ここでまたひっくり返すっていうのは、ちょっと前の会議でそのことは言っていたかかったなということですけども、合同会議の設置自体には、今、小島座長のおっしゃったことに私は全面的に賛成なんです、それはけしからんというのは何か理由があるのでしょうか。

(松尾委員)

いえいえ、だから前半に言われたところは全く異論はありません。ですから、この19ページの1)に記述してあることについては全く異論はございません。それをどういう形でやるかなんですけども、私が言うのは今の既存の国交省なり水資源機構が設置している既存の会議と、県のこの前の専門委員会の方々と、やることが果たして1に書かれた目的を達成するのに適当かどうかとてところに疑問があるって言っている訳なんです。で小島座長はそれは一つの手法として、国でもやってるんと言われたんですけど、まあそのあたり私自身は疑問があって、むしろ新しくそのための会議を県なら県が設置していただいたほうが良いんじゃないかなというふうに思います。

(小島座長)

はい、村上先生。

(村上委員)

今までの専門委員会の議論でも、事業者が持っている情報とそれからその他の研究者が持っている情報の交換が非常に悪いっていうのが何度も指摘されたんじゃないかというふうに思います。私は専門の立場からやはりそういった立場の違った者同士が一同に集まる、一同に議論する、こういったことはやってみても面白いんじゃないかと思う。それからこの合同会議がうまくいくかどうか、これはここで議論すべきではなくて、今度合同会議ができたときにその合同会議のメンバーが真摯に考えることではないかと私は思います。ここでは少なくとも合同会議をやってみよう、そしてそこで、ここで今まで私たちが議論してきたようなことをその場に出して更に広い輪で議論しよう、そういったことが確認されれば私は十分ではないかと思う。それでもやはり合同会議はまずいということであればまた反論をお聞きしたいのですが。

(松尾委員)

合同会議がまずいとは言っていないわけです。それぞれの会議のメンバーが一同に会して議論することは、これはもう全然否定しているわけではないし、是非やるべきだと思いますよ。ただその合同会議というと、既存の会議と既存の会議があってその会議の合同という、そのような合同会議じゃなくて、それぞれのメンバーが自発的に参加するような会議でやったほうが良いんじゃないかということです。

(村上委員)

もちろんこういった専門会議のメンバーは、そういった背景を持って出るのではなくて個人の意見として議論をするというのは、これは一番最初に委員会の中立性を議論するときに出た話題ですので、そのところは当然クリアしていると思います。

(松尾委員)

座長が言われるように、それぞれの会議を背負って合同会議をしたほうが良いのか、個人の立場で新たにそういう議論に加わるほうが良いのか、どちらが良いのかわかりませんが、やっぱり既存の会議のメンバーという、なんというか、会議の目的を背負っての発言というのがどうしても出てくるような気がするのですよ。ですから既存の会議を背負うのではなくて、そのメンバーがそれぞれ自発的に新たな検討会議に参加するという形の方が良いんじゃないかなと。

(小島座長)

それは専門家会議でやっていたことじゃないでしょうか。いや、ただ、無様だったものであればなんですけど、まさに専門家会議ってそれだったんじゃないでしょうか。

(松尾委員)

いやいや、ですから専門家会議は先ほどここにもあったように、時間的な制約があってその辺の議論が十分出来ていないまま発足したというふうに書かれているとおりでと思うのですね。ですから、後ろに河口堰の専門委員会がありますし、モニタリング委員会があるし、フォローアップ委員会があるんですけども、ここに名前がある方々が一同に、これ以外の方でも良いですよ、この問題に関心がある方々が一同に会してこの19ページの1)にあるような目的での客観的な検討を行う、そういう形のほうが良いんじゃないかなと思っています。

(小島座長)

すいません、もう一度質問いたしますけれども、そのことによって愛知県と国土交通省、愛知県、名古屋市と国土交通省、水資源機構とのこの最大のギャップであることが

解決をする一歩になりますでしょうか。

(松尾委員)

まずはその第一歩にはなると思っています。というのはこの1)のギャップの解決はまず専門家に客観的に委ねられることが望ましいという、まずここところが私が言うような専門家会議の役割であろうというふうに思っていますので、それを受けてあと行政機関がどういう対応をするかだろうと。

(小島座長)

しかし愛知県が設置した専門家というのは愛知県に報告をするだけですよ。それで国土交通省とのギャップが解決するというのはどういうメカニズムで解決するのでしょうか。

(松尾委員)

このギャップの解決は、という、さっき私が提案したような会議のことですか。

(小島座長)

すいません、もう一度質問をはっきりと言います。再度説明をいたしますけれども、国土交通省と愛知県が設置する、先ほど経済産業省と環境省の例を言いました。それぞれが予算、お願いをするわけですよ、委員を委嘱をして合同でやるわけですよ。委嘱をした限りにおいてはその専門家の会議の宛先は経済産業省であり環境省なんですよ、宛先は。

(松尾委員)

おっしゃっている意味がわかりました。ですから私が言いたかったのは既存の会議をただ合わせるだけじゃだめでしょってことを言いたかったのです。ですから、おっしゃっている意味はわかりましたので、それは県と国土交通省が合意されればできることだと思います。それは結構だと思います。

(小島座長)

ありがとうございます。結局、行政の仕組みというのは宛先っていうのがある訳ですね。その宛先に対して委嘱をしたものは委嘱をしたなりの一つの受け止め方ってのはある訳なので、合同審議会とか、合同会議というのをやっていく。ここでですね、その会議を特定していません。そういう意味ではこの19ページのところ、これはですね、辻本先生の修文も更なる弾力的運用に関するモニタリング部会っていうのも想定をされると。で、どういうものをやるのかわからないです、ここで決め打ちはしない。愛知

県の専門家、専門委員会というふうに関わり合いをしない。ということで愛知県が設置する専門家の会議、国土交通省が設置する専門家の会議、それはどこになるかわからないし、あるいは新たに委嘱するかもしれない、そこはアローワンスを持って書いておいたほうがいいだろうと。ということでこれも想定をされるという書き方になっているので、ああそういうことなんですね、という趣旨です。

よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。それでは12時近くになってまいりましたので、だいたい構造がこのような形でいけそうなので、あとまた今回の文章も誤字脱字があったりしておりますので、こういうところも修正をし、今日いただいた意見も更に文章としていただいてまとめるということにしたいと思います。だいぶ先が見えてまいりましたので、次あたりに採択が出来るんじゃないかというふうには思いますが、文章をいただきたいなというふうに思います。えっと、時間が12時近くになってまいりましたが、フロアの方からのご意見をお聞きしたいというふうに思います。ご意見、すみません手を挙げていただけますか、今何人くらいいらっしゃるか、じゃとりあえず二人。じゃあ伊藤さんから。

(伊藤さん)

あの、専門委員会の委員でした伊藤です。ええとですね、あの20ページのところで、先ほど議論のあった知多半島の水道水源の切り替え、これは堰を開けるかどうかということで、専門委員会でも話題になっていたのですが、あえてそういう議論をしなかったのですけれども、東浦の町議の方がPTの委員会で言われていることは、安定水源が確保されたことを前提に水源切り替えと言っているのではなくて、今現在も水道と工業用水はひねれば水源変えれると。これは実は知多半島の人達から見たら、十数年来の願いであって、市長選とか町長選でも議論になるほどの、地域にとって大変重要な問題であって、今回の委員会の中で長良川河口堰というものを扱うのであれば、これは安定水源とは別にこれだけで十分な議題になるということをは是非ご理解いただきたいというのが1点目。それから同じく20ページで、愛知県内の農業用水の取水実態と書いてあるのですけれども、これちょっと言葉についてですけれども、取水実態で実際どのくらい水を取っているかというのは、宮田用水をたくさん取ってますねで終わってしまう。そこが問題なのではなくて、どういう使い方をしているのかまで入り込んだ議論にしないと。でそこで無駄な使い方があればそれを止めれば水は出てくると、そういう議論になると思います。出来れば同時にその水利権的な扱いについても、是非愛知県さんとしては、一定の覚悟を持っていただきたい。何故かと言うと、今日この会場にも国交省さんの方とか見えますと思いますけれども、農業用水が、水利用の話をしていくと、すぐそれも余ってる水だからと言って、水利権返上しろというのは、そういう議論になってしまう。だから農業用水というのは灌漑面積が減っても、自らの守りの行動として、あの、水をたくさん使うという行動パターンに行かざるを得ないのですね。そのところを何らか

の形で農業用水にインセンティブを出さないと絶対、取水実態と必要な水のギャップというのは広がるばかりだという、こういうこともありますので、是非そういうところを焦点とした議論をしていただきたいと思います。以上です。

(小島座長)

じゃあ次、近藤さんかな。

(近藤さん)

近藤と申します。15ページのところなのですが、専門委員会報告の受領という形で、まあある意味では異常に短くコンパクトなのですが、その専門委員会の報告書がなんであったかということが、あまり書かれていないんですね。このPTの報告書だけを読む人から言うと、専門委員会の報告を受領しましたと、専門委員会ではこういう知見を整理しましたと書いて、整理してどういう結論だったのか、どういうことが強調されたのかということをはっきり書いていただきたい。つまり5年以上の開門調査というようなことについてしっかり書いていただきたいと思いました。そして、この開門調査、そしてそれが生態系復元に非常に効果があるということに関しては、ちょうど昨日、日本魚類学会からも意見書というか、要請書が出たとおりで、これは色々注目されていますし、この専門委員会の議論というものについて、あの非常に注目されているし、その水準について、一部非科学的だとかいう意見もありましたら、そういうことではないというふうに私は思いますので、このPTの報告書を読むだけの人にとっても、その専門委員会の報告書の主要の点がわかるように書いていただきたいと思いました。

(小島座長)

その他ございますでしょうか。はい。

(在間さん)

在間ですが、先ほど伊藤さんの話と少し重複するのですが、14ページの最後の4行、「また、知多半島地域では・・・」、このくだり部分です。このところは、「また知多半島地域では、」の後に、「需要のない工業用水を暫定利用していたものが、」を挿入して、「河口堰によって供給の安定が前進したと受け止める一方、」という文章に改める。その次の、「特定の地域が」の後に、「工業用水の利用がないのに」という言葉を入れてください。

それから合同会議の問題です。国土交通省の今日の資料であります、モニタリング部会と、それから中部地方ダム等フォローアップ委員会では、この専門委員会報告書案についてということが議題にあがりまして、専門委員会報告書の内容と、それからこれまでの国土交通省なりの説明と、例えばかつての土木学会の評価書というものを一覧表に

してですね、こういうふうにされているということが資料として出されまして、フォローアップ委員会では、議事要旨によりますと、この専門委員会報告書は科学的合理性がないというようなことをですね、いろいろ述べた委員がたくさんいるようです。従って、今の時点ではこの専門委員会と、この中部地方整備局の二つの委員会なり部会とはですね、科学的合理性について考え方の違いがあるだろうというふうなことはもう当然の事実で、それを前提に中部地方整備局の方でも資料として議論している訳ですから、この二つの、それぞれの、この愛知県の専門委員会と中部地方整備局あるいは水機構の、この二つの部会なり委員会の合同会議で議論するということが不可欠なことではないかなというふうに思っています。是非それはやっていただきたいと思っております。それからあと誤字です。13ページ、本文下から2行目、生物の往来のための「漁道」となっていますけれども、「漁」ではなく「魚」ではないかと思えます。

(小島座長)

はい、ありがとうございます。中部地整においても、もう合同会議の準備は出来ているとこういうご意見なのですね。その他ご意見はございますでしょうか。

(宮永さん)

あの、専門知識を持たないごく一般の傍聴者なのですが、宮永と申します。特に松尾委員にお願いしたいのですが、発言される場合に自分が何をおっしゃりたいのか、よく納得して、自分で分かってものを言っていたきたい。おっしゃっていることがもう理路整然としていない。言語も不明瞭。分かるようなことをおっしゃっていただきたい。少なくとも委員という肩書でそこに座っていられるのですから、普通の傍聴者が聞いていて何をおっしゃりたいのか、何を考えているのか分かるようにおっしゃっていただきたい。非常に不愉快です。おっしゃっていることが理解できません。ほとんどこれ読んでもと思いません、報告書。それから今日のことも不確かな発言が多いです。よく分かりませんか、前はちょっと言い過ぎましたとか、言い過ぎるのであれば言い過ぎないように事前に考えるのが大人ではありませんか。以上宮永でした。

(小島座長)

個人的な批判は出来るだけ避けるようにしていただきたいと思いますが。あのその他ご意見ございますでしょうか。それでは、なければ今日のプロジェクトチームの会合はこれで終わりたいと思います。それでは事務局の方からお願いいたします。

(事務局)

ありがとうございました。次回の日程は、今日皆様に確認させていただきましたところ、1月17日の3時過ぎが皆様ご都合がよろしいということでございますので、この

日を前提に設定をしていきたいと思えます。また会場等が決まりましたら、お知らせをいたします。今日はどうもありがとうございました。

(小島座長)

それでは終了したいと思います。どうも今日はありがとうございました。